(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道宗谷郡猿払村浅茅野三七九三番一から同村浅茅野三七九二番一まで | 前 | 三三・九九～九六・〇〇メートル | 〇・四〇二キロメートル |
| | 後 | 四六・八二～九六・〇〇メートル | 〇・四〇二キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十二号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道足寄郡足寄町下愛冠四丁目二〇番二から同町北六条一丁目一四番まで | 前 | 二三・二六～三九・八六メートル | 〇・三八八キロメートル |
| | 後 | 三一・〇五～六四・四八メートル | 〇・三八八キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道川上郡標茶町字クチョロ原野二五八番二地内 | 前 | 四四・一五～五四・〇〇メートル | 〇・〇三二キロメートル |
| | 後 | 四五・一七～五四・〇〇メートル | 〇・〇三二キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十三号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡遠軽町生田原旭野一二番から同町生田原旭野一九番二まで | 前 | A　一四・五四～一四九・三四メートル | 三・二八一キロメートル | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | A　一四・五四～一四九・三四メートル<br>B・C　一六・二四～一〇〇・八三メートル | 三・二八一キロメートル<br>二・二八五キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道石狩郡当別町当別太六八六番二地内 | 前 | 七一・〇一～八一・〇〇メートル | 〇・〇八七キロメートル |
| | 後 | 二二八・九〇～二三三・六九メートル | 〇・〇八七キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三十九号、二百四十号及び二百四十三号 | 網走市字呼人一三九番一から同市字呼人一三八番一まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 〃 | 北海道網走郡大空町女満別昭和七二番一から同町女満別湖南一二三番二まで | 〃 |
| 二百三十号 | 北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一七九林班ほ小班から同町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一七九林班ヨ小班まで | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |
| 二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号 | 網走市字能取九〇番一三から同市字能取九〇番六まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 〃 | 北見市常呂町字岐阜九番一地内 | 〃 |
| 二百四十四号 | 北海道斜里郡斜里町新光町五九番三から同町新光町六四番一まで | 〃 |
| 三百三十六号 | 北海道様似郡様似町字冬島二一四番二から同町字冬島一七一番二まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |
| 〃 | 北海道様似郡様似町字冬島一八三番一地内 | 〃 |
| 〃 | 北海道様似郡様似町字冬島二一四番一地内 | 〃 |

供用開始の期日　平成二十八年二月一日